

八女市立筑南小学校「学校いじめ防止基本方針」

八女市立筑南小学校

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法）

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめに対する考え)

児童は、いかなる理由があろうともいじめを行ってはならない。

教職員は、筑南小学校で重大事態を発生させないために常に以下のことを意識し教育活動を行う。

- ・いじめ情報を共有しないことは法の規定に違反し得ることを意識する。
- ・日頃から子どもたちに「命の尊さ」を伝える
- ・「いじめ」は見ようとしないと見えない事を全職員で認識する。
- ・社会総がかりでいじめ問題に取り組むことを子どもや保護者に伝える。

2 いじめ防止等対策の基本施策

視点1 いじめの防止のための取組

- (1) いじめが起こらない、許さない集団の育成に向けて
 - ア 日々の学級経営の充実
 - イ 体験活動の推進
 - ウ 人権教育の充実
 - ・年4回（5月、6月、10月、2月）の人権学習の実施
- (2) 命の大切さ・相手を思いやる心の育成
 - ア 満足感・充実感のある授業づくり
 - イ 道徳・特別活動の時間の充実
 - ・いじめを自分のこととしてとらえる心
 - ・いじめに正面から向き合える心
- (3) インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ア 児童に対して
 - 専門的知識や技能を有する講師を招聘した講演会等を実施する。
 - イ 保護者に対して
 - 保護者会等（入学式、PTA総会）に警察関係者を招聘し啓発のための講演会を実施する。

視点2 早期発見・いじめ事態への対処のあり方

- (1) いじめ調査等
いじめの早期発見のため、在籍する児童全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。
 - ・いじめアンケート・・・4月 5月 7月 9月 10月 12月 1月 3月
 - ・いじめに特化したアンケート（無記名）・・・6月 11月 2月
 - ・いじめ防止に係る「学校生活・環境多面調査」（学校生活アンケート）・・・9月（4年・5年・6年）

視点3 教育相談体制、生徒指導体制の構築

- (1) いじめ相談体制
児童や保護者がいじめに係る相談ができる相談体制の整備
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・相談ポストの活用
- (2) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保
いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。
- (3) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置
事態に対していじめに該当するか否かを組織的に判断し、対処する機関として設置

〈構成員〉

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭
スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー

〈活動〉

- (1) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (2) いじめの防止に関すること
- (3) いじめ事態に対する対応に関すること
- (4) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
- (5) いじめ解消の有無の判断

〈開催〉

- ・毎月第3水曜日を定例会とし、いじめ事態が発生したとき等緊急性を要する場合は、臨時に開催する。
- ・外部専門家（SC、SSW、スクールサポーター、児童相談員等）の参加を要請する。

視点4 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ・保護者アンケートを行う。年2回（6月、11月）
- ・保護者会等に警察関係者を招聘し啓発のための講演会を実施する。
- ・筑南小学校のHPにいじめ防止基本方針を掲載し、保護者に理解と協力を求める。
- ・学級懇談会、家庭訪問でいじめに関する保護者啓発を行う。
- ・定例のPTA運営委員会・常置委員会において、いじめに関する報告やSOSの出し方に関する周知を行い、理解と協力を求める。

視点5 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を実施し、全職員でいじめ防止、発生時の措置を行う。

3 いじめ発生時の措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合、児童または保護者から重大事態に陥ったとの申し立てがあった場合には、次の対処をとる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告し、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 学校が調査主体になる場合は、重大事態調査委員会（校内いじめ問題対策委員会を母体に専門家を加えた組織）を、学校の職員、心理や福祉の専門家（SCSV 等）、市教委指導主事等で組織する。
- (4) 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (5) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他、必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした児童の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

5 評価

PDC Aサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) アンケート結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。
- (2) 取り組みの実施状況を学校評価（前期・後期）に位置づけ、学校関係者評価委員会（6月・2月）で評価の妥当性について評価してもらうとともに、八女市教育委員会から指導・助言を受ける。